

社会福祉法人雑草福祉会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雑草福祉会（以下「当法人」という。）定款第二三条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均3日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

3 報酬は、当法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員勤務報酬)

第3条 所定週平均3日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1の報酬を支払うことができる。

2 理事長が常勤役員である場合は、別表2の報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程別表に基づき旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費の実費を支給できる。

3 交通費については、別に定める旅費規程別表に基づき支給することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、勤務報酬を支給しない。ただし、費用弁償についてはこの規程を適応することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 常務役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(報酬、費用弁償の支給方法)

第7条 報酬、費用弁償は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

常勤役員報酬規程

別表 1

常勤役員報酬	(日額) 3, 0 0 0 円
--------	-----------------

別表 2

常勤理事長報酬	(日額) 5, 0 0 0 円
---------	-----------------